

## 物価高騰対策第一弾

企画財政課 ☎ 34-2083

長引く物価高騰の影響から町民の生活を守り、地域経済を活性化させるため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」などを活用し、本町の本年度の一般会計補正予算を専決し、速やかに下記の事業を実施します。



### 地域振興券の配布

**対象** 令和8年1月1日時点で田原本町の住民基本台帳に登録されている人

詳細は  
こちら

**金額** 1万円（一人当たり）

**配布方法** 世帯主宛てに送付

**実施時期** 令和8年2月下旬

**利用期限** 送付日から令和8年9月30日まで

問 かせぐ地域課 ☎ 34-2080

詳細は  
こちら

### 物価高対応子育て応援手当の給付

**対象** 令和7年9月の児童手当受給資格者及び令和8年3月31日までに出産などで児童手当受給資格者になった人

※状況に応じ申請が必要な場合があります

**金額** 2万円（対象児童一人当たり）

**実施時期** 令和8年2月下旬

問 こども未来課 ☎ 33-9036

### 学校給食費の据え置き

給食材料の米穀が令和7年10月分から値上げ（約1.5倍）した分に充当し、小中学生の給食費の保護者負担を据え置きします。

**実施時期** 令和7年12月から令和8年3月

※本対策に加え、令和8年度においても学校給食費の補助の実施を予定しています。

問 教育総務課 ☎ 34-2074

### 国保中央病院への負担金

4町（本町、三宅町、川西町、広陵町）の組合立である国保中央病院の経営が光熱費などの物価高騰に直面している状況に対して、4町が連携して財政支援を実施します。

問 住民保健課 ☎ 32-2907

## 農業委員・農地利用最適化推進委員募集

農業委員会事務局（かせぐ地域課）☎ 34-2080

### ■ 農業委員

**職務内容** 農地の権利移動や転用に係る許認可業務、耕作放棄地の発生防止・解消などに伴う現地調査及び指導業務 など

**募集人数** 13人

**資格** 農業に関する識見を有し、農業委員会の職務を適切に行うことができる者

### ■ 農地利用最適化推進員

**職務内容** 担当区域における担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などに伴う調査 など

**募集人数** 5人（川東地区：2人、多地区、田原本・

都地区、平野地区：各1人）

**資格** 農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

### ■ 共通事項

**任期** 令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）

**募集期間** 2月2日(月)～3月6日(金)（当日必着）

### 応募方法

所定の推薦書または応募申込書を以下の提出先へ郵送または持参（詳しくは町ホームページをご確認ください）

問・提出先 〒636-0392 田原本町890-1 農業委員会事務局（田原本町役場かせぐ地域課）／☎ 34-2080



## 子育てひろば てとて

### おにのお面作り ⑨

内容 お子さんと一緒にお面作りを楽しみましょう！  
日時 2月1日(日)  
午前10時30分～11時  
場所 トモルテたわらもと2階  
対象 未就園児とその保護者  
問・申込 NPO法人子育てすこやかサークル☎ 080-7006-4431



## 親子で楽しむ イベント情報

町内子育て施設で開催される、季節に応じたイベントなどを紹介します。

ぜひ親子で楽しんでください。

⑨=要予約



## ふれあいセンター

### えほんのひろば

内容 親子で絵本時間を楽しみましょう。  
日時 2月12日(木)  
午前10時30分～11時  
場所 ふれあいセンター図書室  
対象 未就園児  
問 ふれあいセンター☎ 32-5550



## はぴすまひろば

### 豆まき⑨

内容 ちょっと怖い鬼がやってきます。豆(紙玉)を投げてやっつけよう！  
日時 2月2日(月)  
午前10時30分～11時  
場所 社会福祉協議会  
対象 0歳からおおむね3歳未満のお子さんとその保護者  
問・申込 NPO法人ハッピースマイル☎ 080-2511-7251



## 「行政事務標準文字」を導入します

標準仕様のシステムに関すること：総務課 IC 推進係 34-2073／文字・コンビニ交付に関すること：住民保険課戸籍住民相談係 34-2087

国が進める「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に対応するため、住民記録などの基幹システムを新しい標準仕様のシステムへ切り替えます。これに伴い、令和8年3月9日から住民記録システムなど

主な業務システムで使用する文字を「行政事務標準文字」に変更します。

**行政事務標準文字とは** すべての自治体が同じ文字を使うことによって、効率的な行政サービスの実施や大規模災害への迅速な対応ができるよう導入するものです。戸籍や住民票で使用されている標準的な文字をもとに、デジタル庁が作成しました。



デジタル庁  
ホームページ

### 文字の標準化で変わること

住民票や町からの郵送物の宛名などに用いられる文字が、一部これまでのものと変わる可能性があります。なお「行政事務標準文字」に変更される前の書類でも、これまでと同様に申請などにご利用いただけます。

#### 字体は変わらず

#### 字形（デザイン）が変わります

部首の大きさや曲げ跳ねの違い、一部の長さの違いなど、字形（デザイン）の差の範囲内で変わる場合があります。

※字体（漢字の骨組み）は変わりません。

- 字形（デザイン）が変わる例

**硬** → **硬** 文字構成要素の大きさの違い

**雪** → **雪** 文字構成要素内の画の長さの違い

**湾** → **湾** 文字構成要素内の曲げ停めと曲げ跳ねの違い

**空** → **空** 文字構成要素内の画と画の接触・非接触の違い

### 手書きの文字は今まで通りに使用可能

行政事務標準文字は、自治体が発行する証明書やコンピューター処理などで使われるものであり、住民が同じ文字を使用しなければならないというものではありません。書類などに使う文字は、手書きの文字であればこれまでどおりに使えます。コンピューターで入力する文字は、行政事務標準文字を利用することになります。

### 文字以外の影響について

新しい標準仕様のシステムへ切り替えることにより、各種証明書や納付書などの様式が一部変更されます。

### コンビニ交付サービスを休止します

システム切り替えに伴い、以下の期間コンビニ交付サービス及び総合窓口でマイナンバーカードを使ったタブレット端末による証明書発行が利用できなくなります。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

**休止期間（予定）：3月9日(月)～12日(木)**

※期間が変更になる場合もあります。最新の情報は町ホームページをご確認ください

※窓口での印鑑登録証明書の取得には「印鑑登録証」か「住民カード」の提示が必要です。忘れずに持参してください。

## 皆さんの安心と安全のために（消防団年末特別警備・消防出初式）

防災課安全防災係 34-2059

町民の皆さんのが安心して暮らせるよう、12月28日から町消防団による年末特別警備が実施され、1月11日には県消防協会磯城支部の消防出初式が行われました。





平野権平長泰



平野権平宛豊臣秀吉朱印状  
(個人所蔵／町指定文化財)

# 平野権平長泰

【ひらのごんべいながやす】

【ひらのごんべいながやす】

令和8年放送のNHK大河ドラマ「豊臣兄弟」。主人公豊臣秀長の兄である豊臣秀吉の配下に、田原本町と縁のある武将がいたことはご存知でしょうか。

その名は平野権平長泰、大和国十市郡内に五千石を拝領し、田原本の領主となつた人物です。



## 賤ヶ岳の七本槍

平野権平長泰は、尾張国津島（現在の愛知県津島市）の生まれ。天正7年（1579）より羽柴秀吉（のちの豊臣秀吉）に仕え、天正11年（1583）賤ヶ岳の戦いで績により「賤ヶ岳の七本槍」と称され、三千石の領地が与えられました。その後、賤ヶ岳の旧功が見直され

唐古・鍵考古学ミュージアム  
令和8年度企画展  
**平野家は残った(仮)**

平野家が田原本を知行するに至る中世から近世の動きを、田原本町内の国人層を通してみるとともに、平野家の領地支配から田原本町が成立していく流れも視野に、古文書と考古資料を交えて展示します

### ▶ 開催期間

10月17日(土)～12月6日(日)  
午前9時～午後5時（入館  
は午後4時30分まで／月曜  
休館）



## 長泰の人柄

長泰は田原本には住まず、京都伏見に屋敷を構え、教行寺に寺内町を築かせて田原本の地を統治しました。また、茶の湯や和歌、能楽に造詣が深いなど文化的な素養も高く、代々 細川家や公家の船橋家との親交が深かつたという記録も残されています。

関ヶ原の戦いでは徳川方につき、徳川家康、秀忠の信望も厚く、家康が駿府城（静岡県静岡市）に隠居すると、城下の安西に屋敷を与えられ、寛永5年（1628）、長泰は安西の地で70歳の天寿を全うしました。

文禄4年（1595）に大和国十市郡内に田原本村など五千石の領地が与えられました。この時、秀吉が長泰に宛てた感状は、町の文化財に指定されています。

# 町の人事行政の運営状況

町の職員の給与その他の勤務条件などの状況について、町民の皆さんにより一層のご理解をいただくため、その概要をお知らせします。  
詳細は町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

## ▶(5)職員の手当の状況

### ■期末手当・勤勉手当（令和6年度）

1人当たり平均支給額	1,462千円
期末手当	2.50月分（1.40月分）
勤勉手当	2.10月分（1.00月分）
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5～15%

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合

### ■その他手当（令和6年度）

手当名	内容・支給単価	支給実績 (年額・平均)
扶養手当	子：月額11,500円	226,950円
	その他親族：月額6,500円など	
住居手当	借家：月額28,000円（最高）	308,700円
通勤手当（片道2km以上に限る）	交通機関利用：6ヶ月定期券価格	101,022円
	自動車など利用：月額2,000～31,600円（片道距離に応じて）	
特殊勤務手当	ごみ処理作業に従事する職員に対して支給：月額20,000円以内	286,577円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務した時間に対して支給	221,164円
管理職手当	月額33,320～64,442円（役職に応じて）	539,846円
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計月額の3%	133,449円

※支給実績は支給対象一人あたりのもの

※内容・支給単価は令和7年4月1日現在

## ▶(6)特別職の報酬

区分	給料・報酬（月額）	期末手当 (令和6年度支給割合)
町長	880,000円※	3.10月分
副町長	750,000円※	
議長	380,000円	
副議長	335,000円	
議員	320,000円	

※令和6年10月から町長は給料月額の10%を、副町長は約5%を減額

### 区分 退職手当

町長	給料月額×在職年数×520／100
副町長	給料月額×在職年数×330／100

※任期ごとまたは在職期間ごとに支給

## ▶(7)職員の分限・懲戒処分の状況（令和6年度）

### ①分限処分…公務の能率維持のため行う処分

心身の故障などにより休職処分とした者＝9人

職務適格性を欠くため降任処分とした者＝1人

### ②懲戒処分…公務員関係の秩序を維持するための道義的責任を追及して行う処分

公務員としてふさわしくない非行により懲戒処分とした者＝2人

## ▶(1)人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和7年1月1日現在)	31,384人
歳出額①	14,112,552千円
実質収支	879,840千円
人件費②	2,372,490千円
人件費率③/①（前年度）	16.8%（15.2%）

## ▶(2)職員給与費の状況（令和6年度普通会計決算）

職員数④	214人
給料	767,849千円
職員手当	142,299千円
期末・勤勉手当	318,676千円
計⑤	1,228,824千円
1人当たり給与費⑥/④	5,742千円

※職員数は、令和7年4月1日現在の人数

※職員手当には退職手当を含まない

## ▶(3)職員平均年齢、平均給料月額、平均給与月額

### ■一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
町	41.4歳	313,705円	349,460円

### ■技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
町	50.6歳	309,973円	334,406円

### ■教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
町	42.8歳	360,838円	407,294円

※平均給料月額：令和7年4月1日現在の各職種ごとの職員の基本給の平均

※平均給与月額：給料月額とすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの。「平均給与月額（国ベース）」は比較のため、国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当などを除いたもの）で算出。

## ▶(4)一般行政職の級別職員数などの状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	5人	3.1%
2級	主事	55人	34.2%
3級	係長、主査	38人	23.6%
4級	課長補佐、係長	16人	9.9%
5級	課長補佐	14人	8.7%
6級	課長、局長、主幹	23人	14.3%
7級	部長、参事、次長	10人	6.2%

※令和7年4月1日現在の人数

※町の給与条例に基づく給料表の級区分、かつ、地方公務員給与実態調査による一般行政職に該当する職員数

※標準的な職務内容：各級に該当する代表的な職務



## 清掃センターからのお知らせ

### 2月23日（月・振替休日）は もえるごみの収集を行います

収集日が月・木曜日の自治会は、午前8時30分までに所定の集積場にごみを出してください。

●この日の清掃センターへのごみの持ち込みについて  
時間…午前9時～正午

料金…10kgにつき50円  
(家庭ごみ、10kg未満は10kgとみなします)

#### 注意事項

- 本人確認書類の提示が必要です。
- 袋の指定はありません。指定ごみ袋を使用している場合や、分別された資源ごみの持ち込みは無料です。
- 正しく分別されていないごみは、持ち帰っていただきます。

### 資源回収団体助成金の請求は お早めに

令和7年4月以降に資源回収団体助成金交付団体の登録を行い、資源回収活動を終了した団体は、書類を提出してください。

#### 提出書類

- ①資源回収団体助成金交付請求書
- ②回収業者に持込した際の受取伝票  
(量と買取額の確認ができるもの)
- ③通帳の写し  
(口座名義人・口座番号が確認できるもの)
- ④回収状況の写真など(登録団体により回収活動を行っていることが確認できるもの)



提出期限 3月31日(火)

問・提出先 環境管理課 (☎ 33-5003)



### 要予約 小型家電製品の無料収集

日時 3月7日(土)午前9時～11時30分【少雨決行】

場所 淨化センター（黒田50-1）

対象 町内に住所を有する人が、その住所において使用していた下記の家電製品

申込期間 2月5日(木)～3月5日(木)  
(土・日曜日、祝日を除く)

#### 申込方法

持ち込む人の住所・氏名・連絡先・製品の種類・希望時間を、環境管理課 (☎ 33-5082) へ直接または電話で申込

**持ち込み時間 各時間予定数に達し次第受付終了**

- ①午前9時～9時30分 ②午前9時30分～10時
- ③午前10時～10時30分 ④午前10時30分～11時
- ⑤午前11時～11時30分

#### 収集できるもの（1住所5点まで）

プリンター／空気清浄機／扇風機／サーフィンジャー／炊飯器／電子レンジ／オーブントースター／オーブンレンジ／電動ミシン／掃除機／食器洗浄機・食器乾燥機／電気ポット・電気ケトル／加湿器・除湿器／電気ストーブ（灯油を使用しないもの）／DVD・VHS・ブルーレイレコーダー

- 当日、本人確認できるものをご持参ください。
- 電池やバッテリーは取り外し有害ごみの日に出してください。
- 製品の下ろし作業はご自身でお願いします。
- 悪天候により中止する場合は、当日朝8時30分までに、町ホームページ・町LINEでお知らせします。
- コードは切断してお持ちください。
- プリンターのインクカートリッジは取り外してお持ちください。



小型家電製品の  
無料収集



⚠ 場内一方通行  
入口は南側です